

4 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位							
種類	項目											
34	1111 予防医師居宅療養 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費( ) (2)以外	(一)単一建物居住者が1人の場合	515 単位	1回につき						
34	1113 予防医師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位							
34	1115 予防医師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	446 単位							
34	1112 予防医師居宅療養 1			(2)介護予防居宅療養管理指導費 ( ) (在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合		299 単位					
34	1114 予防医師居宅療養 2				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		287 単位					
34	1116 予防医師居宅療養 3				(三)(一)及び(二)以外の場合		260 単位					
34	2111 予防歯科医師居宅療養	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合 (2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 (3)(1)及び(2)以外の場合	517 単位	517							
34	2112 予防歯科医師居宅療養			487 単位	487							
34	2113 予防歯科医師居宅療養			441 単位	441							
34	1221 予防薬剤師居宅療養 1	ハ 薬剤師が行う場合 (月2回限度)	(1)医療機関の薬剤師の場合 (2)薬局の薬剤師の場合 (3)情報通信機器を用いて行う場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	566 単位							
34	1222 予防薬剤師居宅療養 1・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	666							
34	1251 予防薬剤師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	417 単位		417					
34	1252 予防薬剤師居宅療養 2・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	517							
34	1271 予防薬剤師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	380 単位		380					
34	1272 予防薬剤師居宅療養 3・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	480							
34	1223 予防薬剤師居宅療養 1			(一)単一建物居住者が1人の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者以外の場合(月4回限度)		特別な薬剤の場合 + 100 単位	618				
34	1224 予防薬剤師居宅療養 1・特薬						特別な薬剤の場合 + 100 単位	618				
34	1255 予防薬剤師居宅療養 2						518 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者の場合(月3回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	618		
34	1256 予防薬剤師居宅療養 2・特薬								特別な薬剤の場合 + 100 単位	618		
34	1225 予防薬剤師居宅療養 3						(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者以外の場合(月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	479		
34	1226 予防薬剤師居宅療養 3・特薬								特別な薬剤の場合 + 100 単位	479		
34	1253 予防薬剤師居宅療養 4								379 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者の場合(月3回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	479
34	1254 予防薬剤師居宅療養 4・特薬										特別な薬剤の場合 + 100 単位	479
34	1273 予防薬剤師居宅療養 5						(三)(一)及び(二)以外の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者以外の場合(月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	442		
34	1274 予防薬剤師居宅療養 5・特薬								特別な薬剤の場合 + 100 単位	442		
34	1275 予防薬剤師居宅療養 6								342 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者の場合(月3回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	442
34	1276 予防薬剤師居宅療養 6・特薬										特別な薬剤の場合 + 100 単位	442
34	1257 予防薬剤師居宅療養 7			46 単位	(四)情報通信機器を用いて行う場合				在宅の利用者に対して行う場合(月4回限度)	46		
34	1258 予防薬剤師居宅療養 8								注射による麻薬の投与を受けている患者に対して行う場合(月3回限度)	46		
34	1131 予防管理栄養士居宅療養 1			ニ 管理栄養士が行う場合	(1)当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合 (2)当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合		管理栄養士が医師の指示に基づき栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合(月2回限度)	計画的医学管理を行っている医師の特別の指示があった場合(月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	545 単位	545	
34	1132 予防管理栄養士居宅療養 2						(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		487 単位	487		
34	1133 予防管理栄養士居宅療養 3						(三)(一)及び(二)以外の場合		444 単位	444		
34	1151 予防管理栄養士居宅療養 4						(一)単一建物居住者が1人の場合		545 単位	545		
34	1152 予防管理栄養士居宅療養 5						(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		487 単位	487		
34	1153 予防管理栄養士居宅療養 6						(三)(一)及び(二)以外の場合		444 単位	444		
34	1134 予防管理栄養士居宅療養 1						(一)単一建物居住者が1人の場合 (二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 (三)(一)及び(二)以外の場合	管理栄養士が医師の指示に基づき栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合(月2回限度)	525 単位	525		
34	1135 予防管理栄養士居宅療養 2								467 単位	467		
34	1136 予防管理栄養士居宅療養 3	424 単位	424									
34	1154 予防管理栄養士居宅療養 4	525 単位	525									
34	1155 予防管理栄養士居宅療養 5	467 単位	467									
34	1156 予防管理栄養士居宅療養 6	424 単位	424									
34	1241 予防歯科衛生士等居宅療養	がん末期の患者以外の場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合 (2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 (3)(1)及び(2)以外の場合			362 単位			362			
34	1242 予防歯科衛生士等居宅療養					326 単位			326			
34	1243 予防歯科衛生士等居宅療養			295 単位	295							
34	1281 予防歯科衛生士等居宅療養	がん末期の患者の場合(月6回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合 (2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 (3)(1)及び(2)以外の場合	362 単位	362							
34	1282 予防歯科衛生士等居宅療養			326 単位	326							
34	1283 予防歯科衛生士等居宅療養			295 単位	295							
34	8000 予防特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15%	加算								
34	8100 予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%	加算								
34	8110 予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%	加算								
34	8121 予防医療用麻薬持続注射療法加算	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(ハを算定する場合のみ算定可(2)(四)を除く)	250 単位	加算	250							
34	8122 予防在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法加算(ハを算定する場合のみ算定可(2)(四)を除く)	150 単位	加算	150							